



旭川市地域保育所の管理方法の変更について

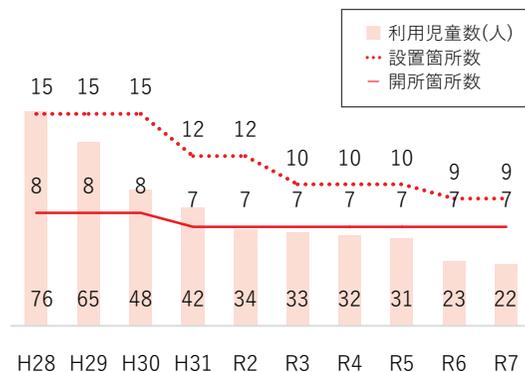
地域保育所の概要

- 農山村地域の保育希望等に対し、保育の提供を通じた福祉の増進を図ることを目的とする市立の認可外保育施設として、9箇所に設置している。
- 一般財団法人旭川保育協会が指定管理者として管理運営を行っている。 **指定管理期間** 令和3～7年度 **指定管理料** 537,038千円(5年間の総額)
- 利用児童数・施設数ともに減少が続いている。

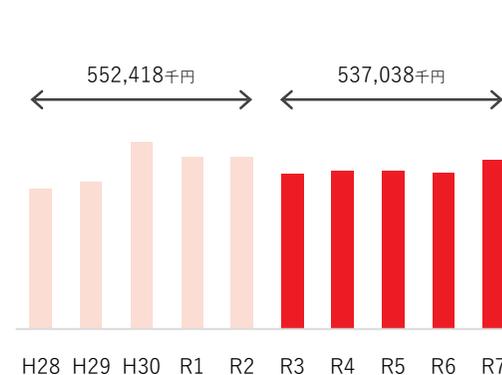
地域保育所の定員・利用児童数の推移(R3～R7) (単位:人)

地域保育所		定員	R3	R4	R5	R6	R7
開所	桜岡	30	10	8	10	7	6
	旭正	30	7	4	4	3	2
	日の出倉沼	30	2	3	3	1	1
	あすか(永山)	50	7	6	3	3	3
	東鷹栖	30	2	5	4	3	3
	千代ヶ岡	30	2	1	3	1	1
	江丹別	30	3	5	4	5	6
休所	嵐山	25	-	-	-	-	-
	神居古潭	30	-	-	-	-	-
合計		285	33	32	31	23	22

地域保育所箇所数・利用児童数の推移(H28～R7)



指定管理料の推移(H28～R7)



現状と課題

- 事業規模の縮小に伴う指定管理における業務遂行の困難度や負担感の増加
- 保育所運営に要する直接経費に対して、業務全般に係る間接経費の割合が増加
- 農山村地域における保育ニーズの減少・多様化（人口減少、民間保育施設等の利用）



新たな管理運営手法【令和8年度から】

指定管理 ➤ 直営方式

農山村地域における保育ニーズの実態に応じた、適切な保育提供体制の確保と最適な保育の利用に向けた支援と、効率的な行財政運営の両立を図る。

管理運営内容

- こども保育課が管理運営を統括（こども保育課長が各所長を兼務）
- 保育料、開所日や開所時間等の基本的なサービス内容は現行どおり
- 保育士等の必要な人員を配置